

技第06020001号
公第06020001号
令和 2年 6月 2日

建設業関連団体の長 様

和歌山県県土整備部
県土整備政策局技術調査課長

都市住宅局公共建築課長

和歌山県内勤務確認書の活用について

このことについて、本県では新型コロナウイルス感染症の流行に伴い和歌山県内に在住しているものの所有車両の車番が他府県のものになっている県民の方に対し別添資料提供のとおり「和歌山県内在住確認書」を交付しているところです。

建設業においては、やむを得ず県外から県内への通勤または県内短期滞在等で県内建設工事等に従事する県外の方もおられることから、そのような方に少しでも安心して県内建設工事等に従事いただけるよう「和歌山県内勤務確認書（参考様式）」を作成しました。

つきましては、県外から通勤される従業員がいる企業や県外企業に下請け工事を発注される企業等におかれましては、必要に応じて「和歌山県内勤務確認書（参考様式）」を参考に各企業で県内勤務確認書を交付するなど、県外の方が県内建設工事等に安心して従事いただける環境の整備に取り組まれるよう会員の皆様に周知願います。

※参考様式データについては、下記からダウンロードできます。

技術調査課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>

県土整備部
技術調査課 技術基準班
TEL 073-441-3083
公共建築課企画保全班
TEL 073-441-3242

番 号

和歌山県内 勤務者です

(車両番号)

令和 年 月 日

(企業・団体名)

印

※社章等貼り付けください。

※和歌山県 PR キャラクターきいちゃんを使用される場合は、事前に手続きが必要となりますので、下記ホームページで確認をお願いします。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/pr/efg/000200/wakayamaprcharacter/kiichan_shiyou/kiichan_shiyou.html

資 料 提 供
令和2年5月6日

和歌山県内在住で県外ナンバーの車を利用している県民の方々に 県内在住確認書を交付します。

和歌山県の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ると、県外からの感染移入が多く、感染拡大防止のためには県外との交流自粛が要となることから、数次にわたり「県民の皆様へのお願い」を発出し、不要不急の外出について自粛をお願いするとともに、県外との往来の自粛を強く呼びかけています。

そのような状況において、和歌山県内に在住しているものの、やむを得ない事情で所有車両の車番（ナンバー）の変更登録がお済みでない県民の方から、県外ナンバーの車両を利用することで県外在住者だと誤解を受け不安という趣旨のご意見をいただきました。

そこで5月7日（木）から、県内在住を確認できた方に対し、確認書を交付することとしました。

（申請先）お住まいの振興局地域振興部

（申請方法）①持参、②郵送、③メール

（添付書類）①住民票の写し

②運転免許証のコピー

③公共料金（水道・電気・携帯電話）領収書（住所が印字されているもの）

④その他公的機関が発行する手帳又はそれに準じるもの（住所が印字されているもの）

※上記①、③、④はコピー可

（問い合わせ先）
知事室政策審議課
木村、西村
内線 2028、2070

○-○○○○○

和歌山県内 在住者です



(車両番号)

令和 年 月 日

振興局長